

総会および環境企画部会の活動概要

1 平成22年度以降の部会審議状況

○ 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について

平成21年(2009年)12月に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」について、計画の概要と進行管理の考え方、実施状況について説明。

○ 滋賀県環境学習推進計画の改定について

- ・ 滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく滋賀県環境学習推進計画の改定について諮問
- ・ 改定の具体的な審議については、「環境学習推進計画改定検討小委員会」を設置し、重点的な取組方向および計画の評価・進行管理を中心に実施。
- ・ 平成23年1月6日に会長から知事へ答申をし、パブコメを実施した後、平成23年3月に「滋賀県環境学習推進計画(第2次)」を策定。

2 平成22年度以降の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成22年 6月1日 (総会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長、副会長選出について ○ 「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク 21計画)」の改訂について(諮問) ○ 琵琶湖総合保全部会の設置について ○ 所属部会指名 ○ 環境審議会各部会の活動概要について 	
平成22年 9月6日 (環境企画部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について ○ 滋賀県環境学習推進計画の改定について(諮問) ※ 滋賀県環境学習推進計画の改定について「環境学習推進計画改定検討小委員会」を設置 	資料1 資料2
10月25日 (小委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小委員会の進め方について ○ 滋賀県環境学習推進計画の改定について 	
11月29日 (小委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 滋賀県環境学習推進計画の改定について 	
平成23年 1月5日 (環境企画部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称)滋賀県環境学習推進計画(第2次)の答申案について ※ 1月6日に会長から知事に答申 	資料3

3 今後の環境企画部会審議予定

- 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について(平成23年9月頃開催予定)
- 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理について(同上)

「第三次滋賀県環境総合計画」進行管理の考え方について

1. 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について

(1) 進行管理の手法 <第三次滋賀県環境総合計画 第5章 計画の円滑な推進 より>

- PDCA型行政運営システムによる進行管理 (計画<PLAN>-実施<DO>-評価<CHECK>-反映・見直し<ACTION>)
- 環境審議会への報告、環境白書やホームページ等による公表、県民等からの意見募集

(2) 進行管理すべき内容

- 「数値指標」の進捗状況 ……【第3章 施策の方向】 → 関係各課へ個別照会 → 滋賀の環境(環境白書)への掲載
- 「重点プロジェクト」の実施状況…【第4章 重点プロジェクト】 → WG等を通じて重点的に点検・評価

【重点プロジェクト】

- 低炭素社会の実現 (みるエコおうち、しが炭素基金、農産物の地産地消の確立、県産木材の利用促進、持続可能な交通システム、わが家もソーラー発電所)
- 琵琶湖環境の再生 (琵琶湖と暮らしの関わりの再生、琵琶湖の生きものにぎわい再生、水環境の保全)

2. 「重点プロジェクト」実施状況の把握、点検・評価の進め方

(1) 検討体制

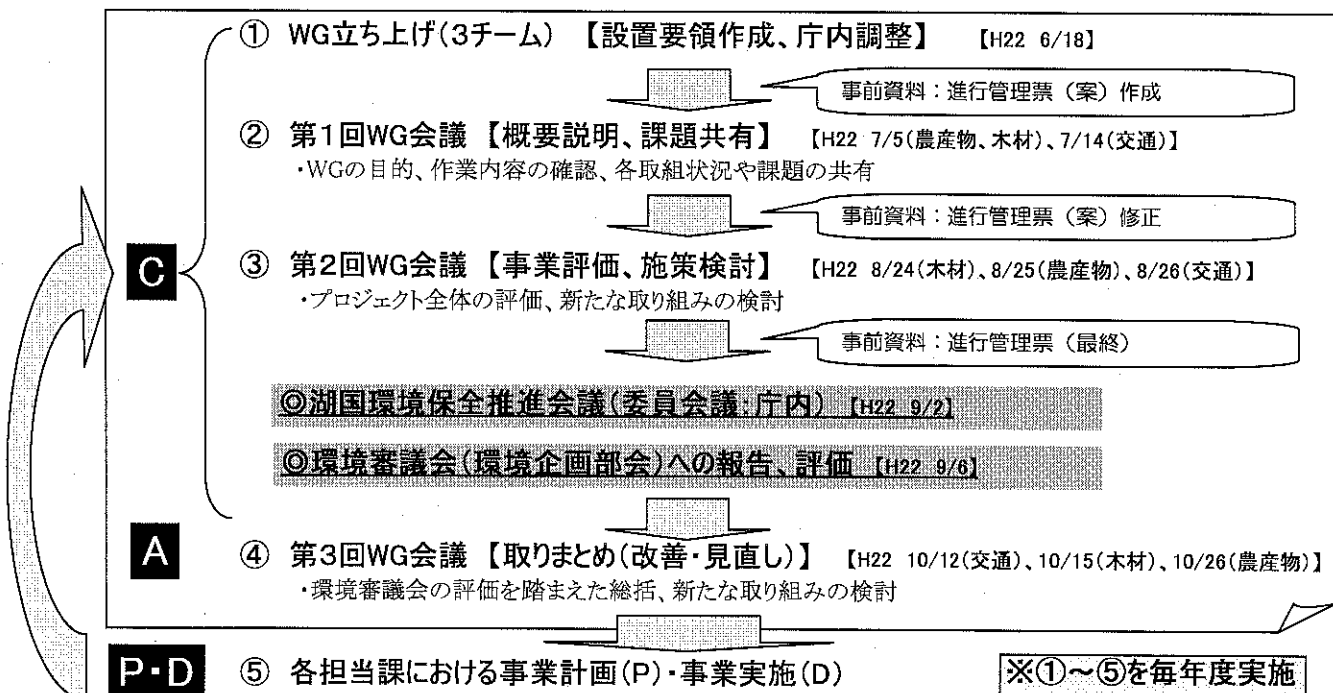
- 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト推進グループ
- 「県産木材の利用促進」プロジェクト推進グループ
- 「持続可能な交通システム」プロジェクト推進グループ

◇複数の所属で実施するプロジェクトについては、関係所属で構成するWGにより進行管理を行う。
 ・湖国環境保全推進会議(調査員会議)によるWGを設置(農産物、県産木材、交通システム)
 ◇他のプロジェクトについては、個別に関係課と調整しながら進行管理を行う。(温暖化対策課、琵琶湖再生課)
 ◇各WGの議論を深めるため、必要に応じてアドバイザー(学識経験者等)を設置→各WGメンバー意見も踏まえて選定

(2) 検討内容

- 重点プロジェクトの進行管理 → 「重点プロジェクト進行管理票」の作成
 - ・ 事業実施状況および今後の課題
 - ・ プロジェクト全体の評価
 - ・ 新たな取り組みの検討 など

3. 庁内WG検討スケジュール (PDCA型行政運営システムにおける位置づけ)



4. 進行管理の成果等について

●数値指標の進捗状況・・・別添資料：平成22年度環境白書第10章

●「重点プロジェクト」の検討結果(23年度実施事業の内、部局横断事業など、主な事業を下記に例示)

◇「農産物の地産地消の確立」プロジェクト

- ・「びわ湖の日にびわ湖の恵みをいただこう」推進事業(琵琶湖環境部、農政水産部)
- ・「広めようおいしい滋賀発信事業」(農政水産部、琵琶湖環境部)他

◇「県産木材の利用促進」プロジェクト

- ・県産木材生産体制および流通拠点整備事業(琵琶湖環境部) 他

◇「持続可能な交通システム」プロジェクト

- ・自転車利用促進事業(土木交通部、琵琶湖環境部)
- ・生活交通セーフティネット事業(土木交通部、琵琶湖環境部) 他

第10章 第三次滋賀県環境総合計画 「数値指標」の進捗状況

平成21年(2009年)12月に策定された「第三次滋賀県環境総合計画」の柔軟かつ適切な推進を図るため、PDCA型行政運営システム(計画(PLAN)-実施(DO)-評価(CHECK)-反映・見直し(ACTION))によって毎年度進行管理を行い、計画の継続的改善を図っています。

平成21年度の「数値指標」の進捗状況は以下のとおりです。

●平成21年度の「数値指標」の進捗状況

◆「目標の方向性」は、基準年度と目標年度を比較して、数値の増加を目指す場合は「↑」、現状維持を目指す場合は「→」、数値の減少を目指す場合は「↓」としている。

分類	項目内容	単位	基準年度	平成21年度実績	平成21年度目標	方向性	備考	
1 持続可能な遊学社会の構築に向けた人育ち・人育て	環境学習企画レポート件数(累計)	件	H19	496	972	1,900	↑	
	びわ湖フローティングスクール(うみのこ)事業実施学校数	校	H19	全小学校 ※1 (特別支援学校等含む)	全小学校 ※1 (特別支援学校等含む)	全小学校 ※1 (特別支援学校等含む)	→	H21 対象校数244
	森林環境学習(やまのこ)事業実施学校数	校	H19	115	241	全小学校 ※1 (特別支援学校等含む)	↑	H21 対象校数244
2 持続可能な遊学社会の構築に向けた生涯づくり	びわ湖環境ビジネスメッセにおける有効商談件数(累計)	件	H19	29,628	36,754	47,028	↑	
	環境こだわり農産物栽培面積	ha	H19	10,367	13,149	12,000以上	↑	
3 各分野別の環境施策の推進	温室効果ガス排出量の削減率(平成22年比)	%	H18	7.7	2.6(H19)	9以上	↓	
	「みるエコおうち」プログラム取組世帯数	世帯		-	1,898	50,000を維持	↑	
	県内での太陽光発電による発電電容量	kW	H16	17,402	29,612(H20)	100,000以上	↑	
	希少野生動物植物の「生息・生育地保護区」の箇所数	箇所	H19	2	5	10	↑	
	人工湖岸を再自然化した累計延長	m	H19	2,930	3,488	3,800	↑	
	外来魚の推定生息量	トン	H18	1,600	1,400(H20)	1,000以下	↓	
	県の鳥カイツブリの生息数	羽	※2	629	577	800	↑	
	琵琶湖のヨシの面積	ha	H14	151	174.45	159以上	↑	
	緑化されている道路の延長	km	H18	183.9	232.9	240	↑	
	都市公園面積(県民1人当たり)	m ²	H19	8.1	8.3	9.5	↑	
	年間間伐実施面積	ha	H20	2,525	2,984	3,100	↑	H21 琵琶湖森林づくり基本計画改定に伴う目標値変更(2,600→3,100)
	景観行政団体となった市町の数	市町	H19	7	7	10	↑	合併に伴う目標値変更(11→10)
	県指定(選定)文化財の件数	件	H19	375	391	435	↑	
	登録有形文化財の件数	件	H19	249	273	300	↑	
	県内主要河川の水質目標の達成率	%	H19	79	83	100	↑	
琵琶湖の透明度	m	H19	7.5 ※3	6.9	7.2	↑		
琵琶湖の水質								
(COD)北湖	mg/l	H17 ※4	2.6	2.7	2.6以下	↓		
南湖	mg/l	H17 ※4	3.2	3.5	3.1以下	↓		
(T-N)北湖	mg/l	H17 ※4	0.32	0.26	0.30以下	↓		
南湖	mg/l	H17 ※4	0.36	0.26	0.38以下	↓		
(T-P)南湖	mg/l	H17 ※4	0.018	0.011	0.018以下	↓		
琵琶湖のプランクトンの異常発生日数と水域数								
(アオコ)	日数	H19	5	5	0	↓		
	水域	H19	3	6	0	↓		
(淡水赤潮)	日数	H19	0	1	0	↓		
	水域	H19	0	5	0	↓		
琵琶湖の水泳場の「快適」ランクの箇所数	箇所	H19	7	3	9	↑	調査対象の減に伴う目標値変更(10→9)	
下水道を利用できる県民の割合	%	H19	83.5	85.4	85以上	↑		
年間間伐実施面積(再掲)	ha	H20	2,525	2,984	3,100	↑	H21 琵琶湖森林づくり基本計画改定に伴う目標値変更(2,600→3,100)	
整備を必要とする農産物排水処理施設に対する整備割合	%	H18	97.3	98.2	98.7	↑		
事業場排水検査遵守率	%	H19	95	89	100	↑		
プレジャーボートの環境対策型エンジンの使用率	%	H18	29	50	100	↑		
流域単位での産業排水対策の面積	ha	H16	14,036	14,676	16,800	↑		
二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率	%	H19	100	100	100	→		
各駅の1日あたり乗車人数の合計	千人	H18	343.4	362.5(H20)	349.0以上	↑		
市街地における混雑時の自動車の平均速度	km/h	H17	25.1	-	30.0以上	↑	※H22 調査予定	
主要汚濁ポイント数	箇所	H19	4	6	4	↓		
プレジャーボートによる騒音被害に関する苦情件数	件	H19	9	24	15	↓		
県民1人が1日に出すごみの量	g	H18	948	880(H20)	900以下 ※5	↓		
1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量	千トン	H18	240	240(H20)	200を維持 ※5	↓		
1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量	千トン	H18	367	316(H20)	210を維持 ※5	↓		
不法投棄など産廃不適正処理事業新規分年度内解決率	%	※6	71	82.9	80	↑		

※1「全小学校」には、「県内の市町立小学校」のほか、「県立特別支援学校、国立小学校、国立特別支援学校、私立小学校、滋賀朝鮮初級学校、日本フィンランド学校」を含む。また、実施年度に対象学年がない場合は、全小学校から除外している。

※2「県の鳥カイツブリの生息数」の基準年の概の数字は H17～H19年度までの平均値

※3「琵琶湖の透明度」は、比較的年変動が大きく、6.1m(H16年度)、6.8m(H17年度)、7.7m(H18年度)、7.5m(H19年度)、6.8m(H20年度)と推移している。琵琶湖水質調査での北湖中央部9地点の年間平均透明度。

※4「琵琶湖の水質」は、目標値設定の基となしている「第5期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」(平成18～22年度)における基準年である平成17年度の実績値を示している。

※5「県民1人が1日に出すごみの量」、「1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量」、「1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量」は、平成22年度に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の策定を行い、平成27年度目標値を設定する予定。

※6「不法投棄など産廃不適正処理事業新規分年度内解決率」の実績の数値は、H14年度～H18年度の平均値を示している。

「低炭素社会の実現」に向けて

本県における温室効果ガス排出量の削減率(平成2年比)は2.6%減(平成19年)であり、前年度の7.7%(平成18年)よりも削減率は低下しましたが、地産地消を推進する環境こだわり農産物の栽培面積の増加や主要汚濁ポイント数の減少など、低炭素社会の実現に向けた取り組みは着実に進んでいます。今後、「みるエコおうち」プログラムの取り組みなどを通じた家庭での環境配慮行動の促進が期待されます。

「琵琶湖環境の再生」に向けて

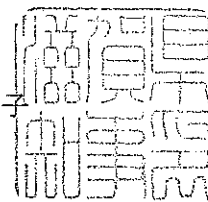
県や市町、県民、事業所など様々な主体による取り組みにより、琵琶湖へ流入する汚濁負荷量は減少しており、ヨシ群落面積の増加、外来魚の推定生息量の減少など、改善の兆しが見られますが、依然としてアオコが発生するとともに、水草の異常繁茂や湖底の低酸素化など新たな問題もあらわれています。

第10章 第二次滋賀県環境総合計画 「数値指標」の進捗状況

滋 環 政 第 3 5 5 号
平成 22 年(2010 年)8 月 26 日

滋賀県環境審議会会長 津野 洋 様

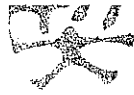
滋賀県知事 嘉田 由紀子



滋賀県環境学習推進計画の改定について(諮問)

滋賀県環境学習推進計画(以下、計画)は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例(平成 16 年 4 月施行)」に基づき、県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切に実施されるよう、平成 16 年 10 月に策定いたしました。

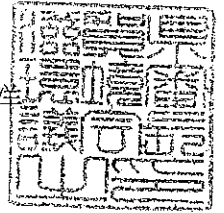
については、平成 22 年度までを計画期間としていることから、新たな課題に対応するため、県内の環境学習の状況および計画の進行状況等を踏まえた改定について、貴審議会の意見を求めます。



滋 環 審 第 2 号
平成23年(2011年)1月6日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県環境審議会
会長 津野 洋



滋賀県環境学習推進計画の改定について(答申)

平成22年8月26日付け滋環政第355号により、諮問のあった「滋賀県環境学習推進計画の改定」について、当審議会における審議の結果を別紙のとおりとりまとめましたので答申します。

滋賀県環境学習推進計画(第2次)について

1 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の主な内容

(1) 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

(2) 基本目標

持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育て

(3) 環境学習の展開方向

基本目標の達成に向けて、環境学習の取組の方法や各主体別に環境学習の展開方向を示した。

(4) 重点的な取組方向

環境学習の現状と課題を踏まえ、2つの重点的に取り組むべき環境学習を示した。

① 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進

② 体系的な自然体験学習の推進

(5) 評価と進行管理

① 県の環境学習関連施策の実施状況について自己評価することとした。

② 様々な主体が滋賀県内で実施している環境学習を把握し、整理することにより、次年度以降の環境学習に関する施策展開につなげていくことを示した。

2 改定の経過

平成22年	8月26日	環境審議会に諮問
	9月6日	環境企画部会の開催(詳細は小委員会で議論)
	10月25日	環境学習推進計画改定検討小委員会(第1回)
	11月29日	環境学習推進計画改定検討小委員会(第2回)
平成23年	1月5日	第2回環境企画部会(答申案について)
	1月6日	環境審議会会長から知事あて 「滋賀県環境学習推進計画の改定」について答申
	1月21日～2月21日	県民政策コメント制度により意見募集
	3月	計画改定

環境学習推進計画改定検討小委員会委員(以下7名で構成)

氏名	主な職	備考
浅野 令子	淡海ネットワークセンター事務局長	
井阪 尚司	日野町立桜谷小学校校長	委員長
川嶋 宗継	滋賀大学教育学部教授 滋賀県環境審議会委員	
中村 大輔	滋賀県教育委員会事務局 びわ湖フローティングスクール指導主事	
中村 満	NPOびわ湖環境代表 滋賀県環境審議会委員	
宮城 成和	草津市市民環境部 副部長	
山本 悦子	滋賀県地球温暖化防止活動推進員 滋賀県環境審議会委員	

(敬称略・五十音順)

滋賀県環境学習推進計画（第2次）の概要

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の経緯

- ・環境学習の体系的・総合的および効果的な推進を図るため、平成16年10月に「滋賀県環境学習推進計画」（平成16年度～22年度）を策定。平成20年3月に中間見直した。
- ・新たな課題に対応し、持続可能な社会の実現に向けてさらなる取り組みを推進するために改定。

2. 計画の性格

- ・滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく計画
- ・各主体に期待される施策を記載した計画

3. 計画の期間

- ・平成23年度から平成27年度の5年間

第2章 環境学習の現状と課題

1. 環境学習をめぐる動き

- ・国⇒平成18年（2006年）に「国連・持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を決定。
- ・県⇒平成21年（2009年）12月に「第三次滋賀県環境総合計画」を策定し、持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育てを進めるため、環境教育・環境学習の推進を掲げている。
現在策定中の「マザーレイク21計画第2期計画（琵琶湖総合保全整備計画）」、「（仮称）滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」において環境学習の推進を掲げる予定。

2. 県内の環境学習の現状と課題

学校へのアンケート、各種調査等
による現状と課題

⇒ 求められる環境学習 ⇒

- ・実践につながる学習
- ・様々な視点からの学習
- ・世代、分野などの体系的な学習
- ・環境学習情報の充実

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念

- 1 すべての県民が取り組む
- 2 あらゆる分野を対象とする
- 3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- 4 体験の重要性を認識する
- 5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- 6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ



2. 基本目標

基本理念のもと、多角的な環境学習により環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育てを基本目標とします。

『持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育て』

第4章 環境学習の展開方向

1. 基本的な視点

- (1) 語り合い、行動につながる環境学習の推進
- (2) 子どもたちがいきいきと輝く環境学習の推進
- (3) まちづくりの基盤となる環境学習の推進

2. 取組の方法

関心を持つ → 学び理解する → 理解を深め総合的に考える → 課題を見つける → 自ら考え行動する
すべての世代、年齢層で、段階的・継続的に取り組み、生涯にわたって一貫性のある学習が重要。

3. 各主体に期待される展開方向

県民、NPO・地域団体等、学校等、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、取組の流れを踏まえながら、主体的に環境学習に取り組むことが期待される。

4. 県の施策の展開方向

～6つの柱～

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 人材発掘・育成および活用 | (4) 情報の提供 |
| (2) 環境学習プログラムの整備および活用 | (5) 連携・協力のしくみづくり |
| (3) 場や機会づくり | (6) 取組への気運を高める普及啓発 |

第5章 重点的な取組方向

1. 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進

(1) 環境学習の進め方とポイント

① 地球温暖化について（関心を持つ）

- ・地球温暖化の仕組みについて調べ、話し合う
- ・地球温暖化の影響を考える

② 地球温暖化対策について（学び、理解する）(理解を深め、総合的に考える)

- ・省エネルギー、再生エネルギーを理解する
- ・二酸化炭素吸収源としての森林の役割を学ぶ
- ・環境に配慮した生活を考える
- ・低炭素社会づくりへの考え方へ移行

③ 低炭素社会づくりに向けた実践行動（課題を見つける）(自ら考え、行動する)

- ・第一段階：見える化
- ・第二段階：個人的な取組の実践
- ・第三段階：周囲への普及

(2) 各主体の取組への支援

- ・各主体の低炭素社会づくりに関する環境学習の取組を総合的に支援
- ・県が実施する各環境学習関連事業に出来る限り低炭素社会づくりに関する内容を取り入れ

2. 体系的な自然体験学習の推進

(1) 環境学習の進め方とポイント

① 目的を明確化する

- ・何を目的とし、自然体験学習を実施するかを明確にする

② 自然体験をする

- ・地域の自然や学習者にあわせたプログラム
- ・個人個人の感受性を尊重するような体験方法

③ ふりかえり

- ・体験者が互いに気づいたことをわからあう
- ・体験したことについてふりかえる時間を設ける

実践行動へ

日常生活において環境配慮行動を実践する

(2) 各主体の取組への支援

- ・各主体の取組に関して効果的な体験学習ができるよう支援
- ・県は率先行動として、体験型環境学習のあり方を見直し、より効果的な自然体験型環境学習を推進

第6章 施策の効果的な実施のための推進体制

1. 施策の総合的な展開

「滋賀県環境学習推進会議」による庁内の総合的調整を行い、県は一事業所として率先行動を実施する。

2. 環境学習支援機能の充実

県民等のあらゆる主体が行う環境学習が効果的かつ適切に実施できるよう、情報の提供、交流の機会の提供、指導者等の育成など必要な支援を行うとともに、県民等と県の支援施策・情報をつなぐ窓口となる「琵琶湖博物館環境学習センター」を運営するなど、支援機能を充実

3. 協働による推進

計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域におけるあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組む。

また、広域的な連携が必要なものについては、近隣府県のみならず、関西2府5県で設立した関西広域連合と連携を図ります。

第7章 計画の進行管理と評価

1. 計画の進行管理の考え方

- ・関係部局の相互連携を図り、総合的な取組を進め、県の事業の成果等について自己評価する。
- ・県の実施する施策の結果をとりまとめ公表する。

2. 環境学習の実施状況の取りまとめ

- ・県の実施する施策とあわせて県内の環境学習関連事業やイベント、学校の取組事例等の環境学習に関連した活動を毎年整理し、公表する。

温暖化対策部会の活動概要

1 平成22年度以降の部会審議状況

- 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の制定等について

(審議内容)

温暖化対策のための新たな条例の制定や行程表の策定にあたり、条例に規定する制度等についての他、行程表素案などについて審議が行われた。

2 平成22年度以降の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成22年 7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部会長選出について ○ 滋賀県域からの温室効果ガス排出量について ○ 滋賀県低炭素社会実現のための行程表について ○ (仮称)滋賀県地球温暖化対策推進条例について 	
9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 滋賀県低炭素社会実現のための行程表について ○ 滋賀県における低炭素社会実現のための新たな条例の検討内容について 	
11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称)滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(素案)について ○ 滋賀県低炭素社会実現のための行程表について 	資料1 資料2
平成23年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく推進計画の策定について(諮問) 	資料3

3 今後の部会審議予定

- (仮称)「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」について

(平成23年6月23日以降、4～5回開催予定)

○滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例

平成23年3月22日滋賀県条例第12号

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例をここに公布する。

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 低炭素社会づくりに関する基本的施策等（第8条－第14条）

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組（第15条－第22条）

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組（第23条－第28条）

第5章 建築物およびまちづくりに係る低炭素社会づくりに関する取組（第29条－第32条）

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組（第33条－第40条）

第7章 森林の保全および整備等（第41条）

第8章 農業および水産業に係る低炭素社会づくりに関する取組（第42条・第43条）

第9章 雑則（第44条－第49条）

付則

私たちは、これまで、化石燃料に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄という言葉に象徴される社会経済活動により、便利で豊かな暮らしを享受してきた。しかしながら、過去の二度にわたるオイルショックにより、化石燃料に依存した社会の脆弱さが明らかになった。また、化石燃料の大量消費による大気中の温室効果ガスの増加は、地球温暖化をもたらし、生態系をはじめとする地球環境に深刻な影響を与えつつある。この滋賀の地でも、地球環境に関する様々な事象を映し出す「小さな窓」ともいえる琵琶湖をはじめとする豊かな自然や私たちの暮らしにその影響が忍び寄っており、このまま放置すれば、これらは確実に失われることとなる。

こうした状況に立ち向かい、滋賀の豊かさを次の世代に引き継いでいくためには、地球温暖化により生じている世界的な問題を私たち一人ひとりが自分の問題として捉え、そして行動していくことにより、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進めなければならない。そこで滋賀県は、平成42年（2030年）における温室効果ガスの排出量を平成2年（1990年）と比較して50パーセント削減することを、低炭素社会実現のための目標として掲げたところである。

この目標を達成するためには、あらゆる分野における取組を総合的に推進し、さらには、生活様式や産業構造、都市構造など社会のあり方までも変革することが求められ、その道筋は決して平坦ではない。しかし、低炭素社会の実現に向けて先駆的に取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となる。

私たちは、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた環境意識の高さや行動力を生かして、低炭素社会づくりを推進することにより、滋賀の豊かな自然や暮らしを確かな姿で次の世代に引き継ぐことを決意し、その第一歩として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、低炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、低炭素社会づくりを推進し、もって健全で質の高い環境を確保しつつ、豊かな県民生活および経済の成長の実現を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「低炭素社会」とは、化石燃料に依存しない生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減され、ならびに温室効果ガスの吸収作用の保全および強化がされた社会をいい、「低炭素社会づくり」とは、低炭素社会を構築することをいう。

2 この条例において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気および海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

3 この条例において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制ならびに吸収作用の保全および強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

4 この条例において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 二酸化炭素
- (2) メタン
- (3) 一酸化二窒素
- (4) ハイドロフルオロカーボンのうち規則で定めるもの
- (5) パールフルオロカーボンのうち規則で定めるもの
- (6) 六ふっ化硫黄
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化をもたらす程度の大きい物質であって規則で定めるもの

5 この条例において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、もしくは漏出させ、または他人から供給された電気もしくは熱（燃料または電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

6 この条例において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギーをいう。

- (1) 太陽光
- (2) 風力
- (3) 水力
- (4) 地熱
- (5) 太陽熱
- (6) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することが

できるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガスおよび石炭ならびにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギーのうち、永続的に利用することができるものと認められるものとして規則で定めるもの

(基本理念)

第3条 低炭素社会づくりは、低炭素社会の実現のためには生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に、推進されなければならない。

2 低炭素社会づくりは、全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に、推進されなければならない。

3 低炭素社会づくりは、県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、日常生活、事業活動等様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として、推進されなければならない。

4 低炭素社会づくりは、温室効果ガスの排出の抑制等と、県民生活の向上ならびに新たな産業および雇用の機会の創出その他の経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、低炭素社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の策定および実施に当たり、市町その他の県以外の地方公共団体、国ならびに県民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携協力するとともに、県民、事業者および民間団体が低炭素社会づくりに関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。）その他の低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組その他の低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力しなければならない。

(滞在者および旅行者の責務)

第7条 滞在者および旅行者は、県内における低炭素社会づくりに関する取組に協力するよう努めなければならない。

第2章 低炭素社会づくりに関する基本的施策等
(推進計画)

第8条 知事は、低炭素社会づくりに関する施策（県の事務および事業における低炭素社会づくりに寄与するための取組を含む。次項第3号において同じ。）の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 低炭素社会づくりの推進に関する基本的な方針

(3) 低炭素社会づくりに関する施策の内容

(4) 温室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。次条において同じ。）に関する事項

(5) 温室効果ガスの排出の量の削減目標

(6) 前各号に掲げるもののほか、低炭素社会づくりの推進に関し必要な事項

3 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、事業者その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（施策の実施状況の公表）

第9条 知事は、毎年1回、推進計画に基づく施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を滋賀県環境審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

（低炭素社会づくり指針）

第10条 知事は、県民、事業者および民間団体が低炭素社会づくりに関する取組を推進するための指針（以下「低炭素社会づくり指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、低炭素社会づくり指針を定め、または変更したときは、これを公表するものとする。

（調査研究および産業の育成振興）

第11条 県は、低炭素社会づくりに関する最新の情報の把握に努めるとともに、効果的な地球温暖化対策の調査研究その他の低炭素社会づくりに関する調査研究を推進するものとする。

2 県は、低炭素社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興に努めるものとする。

（情報の提供等）

第12条 県は、低炭素社会づくりの必要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深めるため、低炭素社会づくりに関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境学習の推進等）

第13条 県は、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成16年滋賀県条例第28号）の基本理念にのっとり、低炭素社会づくりに係る環境学習（同条例第2条第1項に規定する環

境学習をいう。次項において同じ。)を推進するものとする。

- 2 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条第1項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、低炭素社会づくりに係る環境学習の推進その他の地域における低炭素社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(県の率先実施)

第14条 県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を率先して行うものとする。

- (1) エネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用の合理化の推進に関する取組
- (2) 自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組
- (3) 再生可能エネルギーの利用の推進に関する取組
- (4) 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）の調達の推進に関する取組
- (5) 廃棄物の発生の抑制、再使用および再生利用その他資源の有効な利用であって温室効果ガスの排出の抑制に資するもの（以下「廃棄物の発生の抑制等」という。）に関する取組
- (6) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要な取組

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組

(エネルギー使用量の把握)

第15条 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

(省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用等)

第16条 事業者は、エネルギーを消費する機械器具等（以下「機械器具等」という。）を使用する場合には、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）が優れているものを使用するよう努めるとともに、機械器具等を効率的に使用するよう努めなければならない。

(冷暖房時の温度等)

第17条 事業者は、その事業の用に供する建築物において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めるとともに、その従業員が勤務中において当該温度に応じた服装を用いることに配慮するよう努めなければならない。

(環境物品等の購入等)

第18条 事業者は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、環境物品等の購入等の推進を図るための方針を作成するよう努めなければ

ならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第19条 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出を抑制するよう努めなければならない。

(事業者行動計画)

第20条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、低炭素社会づくり指針を勘案して、低炭素社会づくりに係る取組に関する計画（以下「事業者行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 事業者行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 低炭素社会づくりに係る取組に関する基本的な方針

(2) 温室効果ガスの排出の量の少ない燃料への転換その他の温室効果ガスの排出の量の削減のために実施しようとする取組の内容および当該取組により達成しようとする目標

(3) 省エネルギー性能が優れている製品または再生可能エネルギーを得るために用いられる製品の製造その他の事業として行う行為により他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組の内容および当該取組により達成しようとする目標

(4) 前2号に掲げるもののほか、低炭素社会づくりに寄与するための取組に関する事項

(5) 事業者行動計画の推進体制

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項に規定する事業者は、同項の規定により事業者行動計画を策定したときは、規則で定めるところにより、当該事業者行動計画を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、第2項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、当該変更後の事業者行動計画を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、氏名または住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名または主たる事務所の所在地）に変更があった場合その他規則で定める場合に該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第3項または第4項の規定による事業者行動計画の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

(事業者行動報告書の作成等)

第21条 前条第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、事業者行動計画（同条第4項の規定により変更後の事業者行動計画を提出した事業者にあっては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「事業者行動報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第6項の規定は、事業者行動報告書について準用する。

(その他の事業者による事業者行動計画の策定等)

第22条 第20条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項から同条第3項までの規定

の例により、事業者行動計画を策定し、および知事に提出することができる。

- 2 第20条第4項から第6項までおよび前条第1項の規定は、前項の規定により提出された事業者行動計画について準用する。
- 3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された事業者行動報告書について準用する。

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組

(エネルギー使用量の把握)

第23条 県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

(省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用等)

第24条 県民は、機械器具等を使用する場合には、省エネルギー性能が優れているものを使用するよう努めるとともに、機械器具等を効率的に使用するよう努めなければならない。

(冷暖房時の温度)

第25条 県民は、その住宅において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めなければならない。

(環境物品等の購入等)

第26条 県民は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第27条 県民は、その日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならない。

(低炭素地域づくり活動計画)

第28条 知事は、民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動について計画を策定し、当該計画を実施しようとする場合において、当該計画が推進計画および低炭素社会づくり指針に照らし適切なものであり、かつ、地域における低炭素社会づくりに資するものであると認めるときは、当該民間団体の申請に基づき、当該活動についての計画を低炭素地域づくり活動計画として認定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る低炭素地域づくり活動計画の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による認定を受けた民間団体に対し、当該認定に係る低炭素地域づくり活動計画の達成のために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第5章 建築物およびまちづくりに係る低炭素社会づくりに関する取組

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第29条 次に掲げる者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物の新築、増築または改築をしようとする者
- (2) 建築物の修繕または模様替をしようとする者
- (3) 建築物への空気調和設備その他の建築設備の設置または建築物に設けた空気調和設備その他の建築設備の改修をしようとする者

(県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進)

第30条 県は、森林所有者、事業者および民間団体と連携して、県内産の木材を利用した住宅、エネルギーの使用の合理化のための措置が講じられた住宅その他の低炭素社会づくりに資する住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業に係る事業計画の立案段階における検討)

第31条 開発事業(土地の区画形質の変更および当該区画形質の変更に引き続く建築物その他の施設の整備に関する事業をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする者は、当該開発事業に係る事業計画の企画立案の段階において、当該開発事業の完了により設置される施設における再生可能エネルギーの利用、利用者、従業員等の自動車等の使用の抑制その他の低炭素社会づくりに寄与するための取組の実施を検討するよう努めなければならない。

(歩いて暮らせるまちづくりへの配慮)

第32条 県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、歩いて暮らせるまちづくり(地域の実情に応じて、都市機能を集積させること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりをいう。)が推進されるよう配慮するものとする。

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組

(公共交通機関の利用等への転換)

第33条 県民および事業者(専ら自動車等を使用して事業を行う事業者を除く。)は、その日常生活および事業活動において、可能な限り、自動車等の使用に代えて、公共交通機関もしくは自転車利用または徒歩による移動に努めなければならない。

(温室効果ガス排出量がより少ない自動車等の購入等)

第34条 自動車等を購入し、または使用しようとする者は、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、または使用するよう努めなければならない。

(自動車走行量の抑制等)

第35条 自動車等を使用し、または所有する者は、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、運行効率の向上を図ること等により当該自動車等の走行量の抑制に努めるとともに、当該自動車等の適切な運転および適正な整備に努めなければならない。

(アイドリング・ストップ)

第36条 自動車等を運転する者は、駐車(客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること(人の乗降のため停止させることを除く。))または自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者がその自動車等を離れ、当該自動車等を直ちに運転することができない状態に置くことをいう。以下同じ。)をする場合には、当該自動車等の原動機の停止(以下「アイドリング・ストップ」という。)を行わなければならない。ただし、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項各号に掲げる自動車に現に緊急用務に使用している場合その他アイドリング・ストップを行わないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(駐車場設置事業者等のアイドリング・ストップに係る措置等)

第37条 駐車または自動車等の保管のための施設を設置し、または管理する事業者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合（前条ただし書に規定する場合を除く。次項において同じ。）にはアイドリング・ストップを行うべきことを求めるよう努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する施設であって規則で定める規模以上のものを設置し、または管理する事業者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合にはアイドリング・ストップを行うべきことについて周知させる措置を講じなければならない。

(1) 駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場および同条第2号に規定する路外駐車場をいう。）

(2) 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める施設
(自動車管理計画)

第38条 県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって規則で定めるものを規則で定める台数以上使用する事業者は、規則で定めるところにより、低炭素社会づくり指針を勘案して、当該自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための計画（以下「自動車管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 自動車管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本的な方針

(2) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の内容

(3) 自動車管理計画の推進体制

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第20条第3項から第6項までの規定は、自動車管理計画について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項各号」とあるのは、「第38条第2項各号」と読み替えるものとする。

(自動車管理報告書の作成等)

第39条 前条第3項において準用する第20条第3項の規定により自動車管理計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、自動車管理計画（前条第3項において準用する第20条第4項の規定により変更後の自動車管理計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「自動車管理報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 第20条第6項の規定は、自動車管理報告書について準用する。

(その他の事業者による自動車管理計画の策定等)

第40条 第38条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項および同条第2項ならびに同条第3項において準用する第20条第3項の規定の例により、自動車管理計画を策定し、および知事に提出することができる。

2 第38条第3項および前条第1項の規定は、前項の規定により提出された自動車管理計画について準用する。この場合において、第38条第3項中「第20条第3項」とあるのは、

「第20条第4項」と読み替えるものとする。

- 3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された自動車管理報告書について準用する。

第7章 森林の保全および整備等

第41条 県民、森林所有者、事業者および民間団体（次項において「県民等」という。）は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携して、森林の適切な保全および整備ならびに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない。

- 2 県は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する県民等の理解を深めるため情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、県民等と連携して、間伐その他の森林の保全および整備に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、県内の公共建築物における県内産の木材の利用の推進その他の県内産の森林資源の利用の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第8章 農業および水産業に係る低炭素社会づくりに関する取組

（温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動）

第42条 農業または水産業を営む者は、省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならない。

- 2 県は、温室効果ガスの排出の量がより少ない農業および水産業ならびに地球温暖化に適応した農業および水産業の育成および振興に努めるものとする。

（地産地消）

第43条 県民および事業者は、農畜水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、地産地消（県内において生産され、または採取された農畜水産物を県内において消費することをいう。次項において同じ。）を積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 県は、地産地消を推進するため、生産の振興、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9章 雑則

（顕彰）

第44条 県は、低炭素社会づくりに関する特に優れた取組を行った県民、事業者および民間団体の顕彰を行うものとする。

（指導および助言）

第45条 知事は、県民、事業者および民間団体が低炭素社会づくりに関する取組を行う場合において、必要な指導および助言をすることができる。

（報告徴収および立入調査）

第46条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる事業者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、これらの事業者の事務所もしくは事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは書類その他の物件を調査させることができる。

- (1) 第20条第1項に規定する事業者

- (2) 第22条第1項の規定により事業者行動計画を提出した事業者
 - (3) 第37条第2項に規定する措置を講ずべき事業者
 - (4) 第38条第1項に規定する事業者
 - (5) 第40条第1項の規定により自動車管理計画を提出した事業者
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勸告)

第47条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勸告することができる。

- (1) 第20条第3項(第38条第3項において準用する場合を含む。)もしくは第4項(第22条第2項および第38条第3項(第40条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による事業者行動計画等の提出をせず、または虚偽の事業者行動計画等の提出をした事業者
- (2) 第21条第1項(第22条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業者行動報告書の提出をせず、または虚偽の事業者行動報告書の提出をした事業者
- (3) 第22条第1項の規定による事業者行動計画の提出をした事業者であつて、虚偽の事業者行動計画の提出をしたもの
- (4) 第37条第2項の規定に違反している事業者
- (5) 第39条第1項(第40条第2項において準用する場合を含む。)の規定による自動車管理報告書の提出をせず、または虚偽の自動車管理報告書の提出をした事業者
- (6) 第40条第1項の規定による自動車管理計画の提出をした事業者であつて、虚偽の自動車管理計画の提出をしたもの
- (7) 前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第48条 知事は、前条の規定による勸告を受けた者が、正当な理由なく、当該勸告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条から第22条まで、第28条、第38条から第40条まで、第46条第1項第1号、第2号、第4号および第5号ならびに第47条第1号から第3号まで、第5号および第6号ならびに付則第4項から第7項ま

での規定は、平成24年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、県民の意識、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例の一部改正)

- 3 滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例(平成12年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 地球温暖化対策の推進(第6条―第8条)」を「第2章 削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第6条から第8条まで 削除

第9条から第12条までを次のように改める。

第9条から第12条まで 削除

第13条第1項中「に自動車」の右に「(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。)」を加える。

第16条および第17条を次のように改める。

第16条および第17条 削除

(滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例の廃止)

- 4 滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例は、廃止する。

(滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による廃止前の滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例(以下「旧大気負荷低減条例」という。)第13条第4項の規定により知事に提出された自動車管理計画は、第38条第3項において準用する第20条第3項の規定により知事に提出された自動車管理計画とみなす。この場合においては、第38条第3項において準用する第20条第6項の規定は、適用しない。

- 6 旧大気負荷低減条例第26条第1項の規定により知事に提出された大気環境負荷低減計画(第20条第1項に規定する事業者が提出したものに限る。)は、第20条第3項の規定により知事に提出された事業者行動計画とみなす。この場合においては、同条第6項の規定は、適用しない。

- 7 付則第4項の規定の施行前にした旧大気負荷低減条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

滋 温 対 第 6 5 号
平成 23 年(2011 年) 3 月 25 日

滋賀県環境審議会会長 津野 洋 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく推進計画の策定について (諮問)

本県の低炭素社会づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

「滋賀県における低炭素社会づくりの推進を図るための計画」の策定について

(諮問理由)

本県では、平成 15 年(2003 年) 3 月に「滋賀県地球温暖化対策推進計画」(以下「温暖化対策推進計画」という。)を策定し、その後、国において平成 17 年(2005 年) 4 月に「京都議定書目標達成計画」が策定されたことを受け、平成 18 年(2006 年) 12 月に温暖化対策推進計画を改定し対策に取り組んできたところです。

この温暖化対策推進計画の目標年度は平成 22 年度(2010 年度)までですが、その間、平成 21 年(2009 年) 12 月に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」では、平成 42 年(2030 年)における温室効果ガス排出量が、平成 2 年(1990 年)と比較して 50%削減された低炭素社会を実現することを目標としたところです。

こうした中長期目標に沿うようにするなど、低炭素社会づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」および「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(平成 23 年滋賀県条例第 12 号)」に基づく低炭素社会づくりの推進を図るための計画を策定することとし、貴審議会の意見を伺うものです。

水・土壌・大気部会の活動概要

1 平成22年度の部会開催・審議等の状況

月 日	議 事 等
平成22年 6月25日	平成21年度公共用水域水質測定結果について（報告） 平成21年度大気調査結果について（報告）
平成23年 3月25日	平成23年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議） 平成22年度地下水水質調査結果について（報告）

2 今後の部会審議・報告予定

- 平成22年度公共用水域水質測定結果について（報告）
- 平成22年度大気調査結果について（報告）

(本日開催)

- 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について（諮問）
(8月～11月に3回程度開催予定)

- 平成24年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）
- 平成23年度地下水水質調査結果について（報告）

(平成24年3月開催予定)

廃棄物部会の活動概要

1 平成22年度以降の部会審議状況

- 第三次滋賀県廃棄物処理計画の策定について

(諮問内容)

第三次滋賀県廃棄物処理計画について

(審議内容)

資源循環の推進に向けた新たな滋賀県廃棄物処理計画を策定するにあたり、新計画の基本的方向性や取組みについて、審議が行われた。

2 平成22年度以降の部会開催状況

月 日	議 事 等	資料
平成22年 5月26日	○ 3R取組の現況と課題、今後のあり方について	
8月24日	○ 3Rの方向性等について ○ 適正処理の方向性等について ○ RD最終処分場問題について(報告)	
11月8日	○ 第三次滋賀県廃棄物処理計画(素案)について ○ 旧RD最終処分場 有害物調査について(報告)	
12月20日	○ 第三次滋賀県廃棄物処理計画(答申案)について	
平成23年 1月7日	○ 環境審議会会長から知事へ答申	資料1

3 今後の部会審議予定

- 平成22年度廃棄物処理状況について(平成24年3月開催予定)

第三次滋賀県廃棄物処理計画(案)の概要

第1章 計画の位置づけと近年の関係政策の動向

- ア) 計画の位置づけ
廃棄物処理法第5条の5に基づき法定計画で、廃棄物の減量その他適正な処理に
関して定めることとされている。(計画期間：平成23年度から27年度)
- イ) 国の動向
「第3次循環基本計画」の策定(平成20年3月)や、廃棄物処理法改正(平成22
年5月)がなされ、低炭素社会との取組統合による循環型社会の形成を一層推進する
ことと適正処理対策の一層の強化等が図られた。
- ウ) 県の動向
「第3次滋賀県環境総合計画」が策定(平成21年12月)され、「持続可能な滋賀社
会づくり」を「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然共生社会づくり」の3
つの側面から取り組むこととされ、廃棄物・資源循環分野においては、3Rの推進、
適正処理の確保が施策の方向とされた。

第2章 廃棄物の排出や処理の状況、将来見込み、課題

- ア) 排出等の状況
○ 一般廃棄物の総排出量や1人1日あたりの排出量は横ばい状況にあったが、平成19
年度以降は減少に転じた。最終処分量は減少傾向が続いている。
○ 産業廃棄物の排出量は横ばい状況であったが、平成20年度には減少した。最終処
分量は10年前に比較して1/3程度まで減少したが、ここ数年は横ばい状況にある。
- イ) 処理の状況
○ 一般廃棄物については、分別回収が進むなど再生利用は一定レベルに達し、再生
利用率は頭打ちの状況にある。
○ 一般廃棄物の焼却施設は、稼働年数が長期にわたる施設が多くを占めている。ま
た、最終処分場の残余年数は県全体にすると8.2年である。
○ 産業廃棄物の中間処理施設については、廃プラスチック類の破碎施設数が10年前
に比較して約5倍に増加するなど、燃料化等の資源化処理が進行している。管理型
最終処分場の残容量は、平成19年度までに大きく減少したが、平成20年度に
(財)滋賀県環境事業公社が運営するクリーンセンターが営業した。
○ 産業廃棄物不法投棄等の新規発生件数は減少しているものの、撲滅には至ってい
ない。発生年度内での解決率は7~8割となっている。

ウ) 将来の見込み

- 本県における廃棄物の現況に基づき将来予測や国の基本方針で示された将来目標
量から推察すると、今後、一般廃棄物、産業廃棄物ともに排出量が大きく増加する
ことはなく、現状レベルで推移すると見込まれる。
- エ) 課題
○ 廃棄物の排出量や最終処分量を削減するために3Rが取り組みられてきたが、今後
は、3Rに伴う環境への負荷に配慮し、リサイクルからリデュースやリユースにさ
らに重点を移して取り組みを進めていく必要がある。
○ リサイクルの推進にあたっては、マテリアルサイクルのみならず、廃棄物の焼
却に伴い発生する余熱利用などサーマルリサイクルにも着目した取り組みが必要と
される。
○ 廃棄物処理施設については、今後とも必要に応じて計画的な施設の更新等を進め
る必要がある。
○ 産業廃棄物の適正処理を確保するため、県適正処理推進要綱等を駆使し、監視・
指導を今後とも徹底維持していく必要がある。

第3章 計画の基本方針と目標

今後の方向性

廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップにより、
持続可能な滋賀社会づくりを進める

3つの基本方針

1. 日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出でかからなくてはならぬ出でる前
での廃棄物の減量を進めるリデュース(排出抑制)やリユース(再使用)を促進する
2. 温室効果ガスの削減につなげるため、3R取組とりわけリデュースや省エネ・熱
利用型の処理を促進する
3. 循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る

取組の目標(平成27年度)

- 排出抑制やリユースを促進する手法やごみ減量・温室効果ガスの削減等の情報
の提供と活用を推進(「見える化」取組)
- マイバツグ持参率80%
- 市町ごみ焼却施設の更新計画において発電等熱利用の計画を設定
- 県許可に係る全ての廃棄物処理施設や処分業者に毎年度立入検査を継続
等
- 産業廃棄物の不法投棄等の発生年度内における解決率80%以上を継続
等

減量の目標(平成27年度)

- ごみの1人1日当たりの排出量を910gに (H20: 938g)
- ごみの1人1日当たりの最終処分量を95gに (H20: 110g)
- 産業廃棄物の最終処分量を10万tに (H20: 11.2万t)

第4章 計画の推進に向けた取組

<3R推進の取組>

- 3R取組を強化する「見える化」、グリーン購入の拡大、市町焼却施設での熱利用推進等
- 適正処理の推進の取組
施設立地時の事前審査や立入検査の徹底、事業者の優良化、不法投棄等未然防止対策の強化等

<その他循環型社会の進展につなげる取組>

- EMSの普及、資源生産性向上の企業支援、環境ビジネスの振興、バィマス利活用の普及等

第5章 計画の推進

市町や関係組織との情報交換や連携調整、目標の進捗状況について毎年度公表